

〔第61回評議員会決議(平成24年3月28日)〕

公益財団法人日本道路交通情報センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「情報センター」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、情報センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 報酬等とは、報酬及び退職金をいう。
- (7) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 情報センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、本給、地域手当及び役員手当とする。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要な都度支給する。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員のうち理事長及び副理事長並びに業務執行理事の報酬月額は、別表1に定める額を上限とし、それぞれの支給額は理事会において定める。

- 2 常勤役員のうち監事の報酬月額は、別表1に定める額を上限とし、その支給額は評議員会において定める。
- 3 非常勤役員のうち理事に対する報酬は、理事会への出席に伴う職務遂行の対価として、別表2に定める額を上限とし、その支給額は理事会において定める。
- 4 非常勤役員のうち監事に対する報酬は、監査実施並びに理事会若しくは評議員会への出席に伴う職務遂行の対価として、別表2に定める額を上限とし、その支給額は評

委員会において定める。

- 5 各評議員の報酬は、評議員会への出席に伴う職務遂行の対価として定款第13条に規定する年間の総額を超えない範囲で、評議員会において定める。

(退職金)

第5条 退職金は、常勤役員として職務上の義務に違反せず、又はその職務を怠ることなく勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。ただし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金の額は、別表3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法等)

第6条 理事の報酬等の支給方法及び支給日等については、理事会において定める。

- 2 監事の報酬等の支給方法及び支給日等については、評議員会において定める。

- 3 評議員の報酬等の支給方法及び支給日等については、評議員会において定める。

(費用)

第7条 情報センターは、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用について、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員が通勤のため交通機関の利用を常例とする場合には、情報センター通勤費支給要領で定める通勤に要する交通費を通勤手当として支給する。

(公表)

第8条 情報センターは、この規則及び第10条に規定する評議員会又は理事会で定める規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

(雑則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、評議員会又は理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人日本道路交通情報センターの設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額（上限額）

・ 理事長の報酬月額	150万円
・ 副理事長の報酬月額	140万円
・ 業務執行理事の報酬月額	135万円
・ 監事の報酬月額	120万円

別表2 非常勤役員の報酬（上限額）

・ 理事（1回当たり）	2万円
・ 監事（1回当たり）	2万円

別表3 常勤役員の退職金算式

- ・ 本給月額×在職月数×12.5/100

〔第61回評議員会決議(平成24年3月28日)〕

公益財団法人日本道路交通情報センター評議員の報酬等及び費用に関する支給規則

(目的)

第1条 この規則は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則第10条の規定に基づき、公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「情報センター」という。）の評議員に対する報酬等及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする

(報酬の額)

第2条 評議員に対する報酬は、評議員会出席に伴う職務遂行の対価として1回につき、次に掲げる区分により支給する。

- 一 評議員会の議長 3万円
- 二 その他の評議員 2万円

(支給日及び支給方法)

第3条 評議員の報酬は、当月分を翌月10日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

2 報酬は、法令に基づき評議員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の預貯金口座に銀行振込等の方法で支給する。

(費用)

第4条 評議員には、評議員会出席に伴う交通費を、情報センター旅費規程に基づき支給する。

(公表)

第5条 この規則は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則第8条の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本道路交通情報センターの設立の登記の日から施行する。

公益財団法人日本道路交通情報センター理事の報酬等及び費用に関する支給規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則第 10 条の規定に基づき、公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「情報センター」という。）の理事に対する報酬等及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 理事とは、定款第 22 条第 1 項第 1 号に規定する理事をいう。
- 二 常勤理事とは、理事のうち情報センターを主たる勤務場所とする理事をいう。
- 三 非常勤理事とは、理事のうち常勤理事以外の理事をいう。

第 2 章 報酬

(常勤理事の報酬)

第 3 条 常勤理事の報酬は、本給、地域手当及び役員手当とする。

(本給)

第 4 条 常勤理事の本給月額、別表 1 に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務態様その他の事由により前項に定める本給月額を支給することが相当でないと認めるときは、理事長が理事会の決議により本給月額を減額して支給することができる。

(地域手当)

第 5 条 常勤理事の地域手当は、公益財団法人日本道路交通情報センター職員給与規程第 9 条第 1 項に規定する率を本給に乗じて得た額とする。

(役員手当)

第 6 条 常勤理事の役員手当は、本給の額及び地域手当の額並びに本給の額に 100 分の 25 を乗じた額並びに本給の額及び地域手当の額に 100 分の 20 を乗じた額の合計額に 100 分の 24.6 を乗じた額とし、10 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(常勤理事の報酬の支給定日及び支給方法)

第7条 常勤理事の報酬月額を支給定日は、毎月16日に支給する。ただし、支給定日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

2 報酬は、法令に基づきその常勤理事の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の預貯金口座に銀行振込等の方法で支給する。

(新たに常勤理事となった者の報酬)

第8条 月の初日以外の日において、新たに常勤理事に任命された者に対する任命当月分の報酬については、第3条第1項に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤理事となった日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

(常勤理事でなくなった者の報酬)

第9条 月の末日以外の日において退職し、又は定款第27条第1項第2号の規定により解任された常勤理事に支給する退職当月分又は解任当月分の報酬については、第3条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤理事に支給する死亡当月分の報酬については、第3条に規定する額の全額を支給する。

(非常勤理事の報酬並びに支払定日及び支払方法)

第10条 非常勤理事に対する報酬は、理事会出席に伴う職務遂行の対価として1回につき、別表2に定める額を支給する。

2 非常勤理事の報酬及び第20条に規定する交通費は、当月分を翌月10日に支給する。ただし、支給定日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

3 報酬は、法令に基づきその非常勤理事の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の預貯金口座に銀行振込等の方法で支給する。

第3章 退職金

(退職金の支給対象)

第11条 退職金は、常勤理事が職務上の義務に違反せず、又はその職務を怠ることなく勤務し、かつ任期満了、辞任又は解任(次条第1項の規定により解任されたときを除く。)若しくは死亡により退職したときは、その者(死亡により退職したときは、その遺族)に支給する。

(退職金の支給制限)

第12条 退職金は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第176条第1項第1号及び定款第27条第1項第1号の規定により解任された場合には、当該常勤理事に退職金を支給しない。

2 常勤理事が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給しない。ただし、判決によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退任した常勤理事に対し、まだ退職金が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職金の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職金の額)

第13条 退職金の額は、在職期間1月につき、常勤理事が退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第14条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に、100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第14条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、常勤理事に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第15条 常勤理事が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤理事に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異とする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第11条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしないが、常勤理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様な事情にあ

った者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、常勤理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職金の返納)

第17条 退職した常勤理事に対し、退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上に処せられたときは、理事長は、その支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(退職金の支給)

第18条 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職金は、予算その他の特別な事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から30日以内に支給する。

第4章 費用

(通勤手当)

第19条 常勤理事が、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合には、当該常勤理事が負担する運賃の額を通勤手当として支給するものとし、その計算方法は情報センター通勤費支給要領による。

(非常勤理事に対する交通費の支給)

第20条 非常勤理事には、理事会出席に伴う交通費を、情報センター旅費規程に基づき支給する。

第5章 雑則

(端数の処理)

第21条 この規則の定めるところによる報酬等又は退職金の計算において生じた円未満の処理については、国等の債券債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(公表)

第22条 この規則は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則第8条の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第23条 この規則の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本道路交通情報センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事の本給月額

区 分	
理事長	一般職の職員の給与に関する法律第6条第11項に規定する指定職俸給表 第4号俸と同額
副理事長	同条に規定する指定職俸給表 第3号俸と第4号俸との中間の金額
業務執行理事	同条に規定する指定職俸給表 第3号俸と同額

別表2 非常勤理事の報酬

- ・ 1回当たり 20,000円

公益財団法人日本道路交通情報センター監事の報酬等及び費用に関する支給規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則第10条の規定に基づき、公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「情報センター」という。）の監事に対する報酬等及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 監事とは、定款第22条第1項第2号に規定する監事をいう。
- 二 常勤監事とは、理事のうち情報センターを主たる勤務場所とする監事をいう。
- 三 非常勤監事とは、理事のうち常勤監事以外の監事をいう。

第2章 報酬

(常勤監事の報酬)

第3条 常勤監事の報酬は、本給、地域手当及び役員手当とする。

(本給)

第4条 常勤監事の本給月額、別表1に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務態様その他の事由により前項に定める本給月額を支給することが相当でないと認めるときは、評議員会の決議により本給月額を減額して支給することができる。

(地域手当)

第5条 常勤監事的地域手当は、公益財団法人日本道路交通情報センター職員給与規程第9条第1項に規定する率を本給に乗じて得た額とする。

(役員手当)

第6条 常勤監事の役員手当は、本給の額及び地域手当の額並びに本給の額に100分の25を乗じた額並びに本給の額及び地域手当の額に100分の20を乗じた額の合計額に100分の24.6を乗じた額とし、10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(常勤監事の報酬の支給定日及び支給方法)

第7条 常勤監事の報酬月額を支給定日は、毎月16日に支給する。ただし、支給定日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

2 報酬は、法令に基づきその常勤監事の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の預貯金口座に銀行振込等の方法で支給する。

(新たに常勤監事となった者の報酬)

第8条 月の初日以外の日において、新たに常勤監事に任命された者に対する任命当月分の報酬については、第3条第1項に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤監事となった日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

(常勤監事でなくなった者の報酬)

第9条 月の末日以外の日において退職し、又は定款第27条第1項第2号の規定により解任された常勤監事に支給する退職当月分又は解任当月分の報酬については、第3条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤監事に支給する死亡当月分の報酬については、第3条に規定する額の全額を支給する。

(非常勤監事の報酬並びに支払定日及び支払方法)

第10条 非常勤監事に対する報酬は、定款第8条第1項各号に規定する書類の監査又は理事会出席若しくは評議員会出席に伴う職務遂行の対価として1回につき、別表2に定める額を支給する。

2 非常勤監事の報酬及び第20条に規定する交通費は、当月分を翌月10日に支給する。ただし、支給定日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

3 報酬は、法令に基づきその非常勤監事の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の預貯金口座に銀行振込等の方法で支給する。

第3章 退職金

(退職金の支給対象)

第11条 退職金は、常勤監事が職務上の義務に違反せず、又はその職務を怠ることなく勤務し、かつ任期満了、辞任又は解任(次条第1項の規定により解任されたときを除く。)若しくは死亡により退職したときは、その者(死亡により退職したときは、そ

の遺族)に支給する。

(退職金の支給制限)

第12条 退職金は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第176条第1項第1号及び定款第27条第1項第1号の規定により解任された場合には、当該常勤監事に退職金を支給しない。

2 常勤監事が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給しない。ただし、判決によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退任した常勤監事に対し、まだ退職金が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職金の支給の基礎となる期間をいう。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職金の額)

第13条 退職金の額は、在職期間1月につき、常勤監事が退職し、解任され又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第14条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に、100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第14条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、常勤監事に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第15条 常勤監事が、任期満了の日又はその翌日において再び常勤監事に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異とする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第11条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(届出をしないが、常勤監事の死亡当時事実上婚姻関係と同様な事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤監事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、常勤監事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職金の返納)

第17条 退職した常勤監事に対し、退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上に処せられたときは、理事長は、その支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(退職金の支給)

第18条 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職金は、予算その他の特別な事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から30日以内に支給する。

第4章 費用

(通勤手当)

第19条 常勤監事が、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合には、当該常勤監事が負担する運賃の額を通勤手当として支給するものとし、その計算方法は情報センター通勤費支給要領による。

(非常勤理事に対する交通費の支給)

第20条 非常勤理事には、定款第8条第1項各号に規定する書類の監査又は理事会出席若しくは評議員会出席に伴う交通費を、情報センター旅費規程に基づき支給する。

第5章 雑則

(端数の処理)

第21条 この規則の定めるところによる報酬等又は退職金の計算において生じた円未満の処理については、国等の債券債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(公表)

第22条 この規則は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則第8条の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第23条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本道路交通情報センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 常勤監事の本給月額

- ・ 一般職の職員の給与に関する法律第6条第11項に規定する指定職俸給表第1号俸と同額

別表2 非常勤監事の報酬

- ・ 1回当たり 20,000円